

○山梨県警察職員名札着用に関する要領の制定について

〔 令和 2 年 3 月 2 5 日 〕
〔 例規甲（務人） 1 0 8 号 〕

山梨県警察職員の名札着用に関し必要な事項については、山梨県警察職員名札着用に関する要領の制定について（平成 2 6 年 3 月 1 9 日付け、例規甲（務人）第 1 4 0 号。以下「旧要領」という。）等に基づき実施しているところであるが、この度、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）等の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、山梨県警察職員名札着用に関する要領を別添のとおり定め、令和 2 年 4 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、旧要領は廃止する。

別添

山梨県警察職員名札着用に関する要領の制定について

第 1 目的

この要領は、山梨県警察職員（以下「職員」という。）の名札の着用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「職員」とは、警察官、その他の職員、会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員をいう。
- (2) 「名札着用業務」とは、受付業務、各種相談業務、証明事務、許可事務等県民と対応することが予定される業務をいう。
- (3) 「幹部職員」とは、名札着用業務に従事する職員の上司で職務上の責任者をいう。
- (4) 「所属長」とは、警察本部の課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署の長をいう。

第 3 名札の着用

1 庁舎内における名札の着用

名札着用業務に従事する職員が、警察本部又は警察署の庁舎内において市民と応対するときは、名札を着用するものとする。ただし、宿日直勤務に従事するときは、この限りでない。

2 庁舎外における名札の着用

交番・駐在所連絡協議会、県民の意見を聴く会等の広聴に関する会議及び出張少

年相談等各種出張相談等の業務に従事する職員が、警察本部又は警察署の庁舎外において市民と応対するときは、積極的な名札の着用を努めるものとする。

3 幹部職員の着用

- (1) 責任者として市民と応対することが多い幹部職員は、率先して名札を着用するものとする。
- (2) 幹部職員は、名札着用業務における職員の応対について苦情の申出がなされた場合に、当該業務の窓口において苦情の申出人と応対するときは、名札を着用するものとする。

第4 名札の制式

名札の制式については、第1号様式のとおりとする。

第5 名札の交付等

- 1 所属長は、職員が新たに名札着用業務に従事する場合は、警察職員名札交付申請書(第2号様式)により、本部長に申請するものとする。
- 2 警務部警務課に、警察職員名札交付台帳(第3号様式)を備え付けるものとする。

第6 名札の着用箇所

職員が名札を着用するときは、左胸の見やすい箇所に付けるものとする。

第7 名札の保管、再交付等

- 1 名札は、名札着用業務に従事した職員にその都度交付するが、貸与後の管理は個人保管とし、配置換え等により新たに名札着用業務に従事することとなった場合には、個人保管の名札で対応するものとする。
- 2 職員は、名札を紛失、毀損等した場合は、所属長に報告するものとする。
- 3 所属長は、職員から紛失、毀損等の報告を受け、再交付が必要であると認めるときは、警察職員名札再交付申請書(第4号様式)により、本部長に申請するものとする。

第8 名札の返納

職員は、退職等により職員としての身分を失ったときは、警察職員名札返納書(第5号様式)に名札を添付して本部長に返納しなければならない。

様式省略